

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（309））
2. 日時：平成29年8月30日 13時30分～16時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災、その他外部事象）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 降水による浸水及び荷重の影響評価において、評価の判断基準、算出方法を明示し、評価の妥当性を整理して提示すること。
- 積雪時の対応の方針、運用等を整理して具体的に提示すること。
- 森林火災の熱評価における中央制御室の外壁内面温度 51℃について、算出条件を整理して提示すること。
- 防火帯と防潮堤の配置、取り合い、幅、植生の位置関係、放水路ゲートの位置等を整理して提示すること。
- 防潮堤の止水ジョイント部に用いる断熱材の仕様、性能、火災影響に対する評価結果を整理して提示すること。
- 防火帯内に設置される可燃性の機器等のうち、「局所的な設置機器」としたものに防潮堤に設置される津波監視カメラが含まれるか確認するとともに、外

部火災に対する津波監視カメラの設計方針を整理し提示すること。

- 敷地内の消火栓から遠い場所の消火対応が可能としていることについて、消火栓からの最大距離、訓練実績等を含めて整理して提示すること。
- 森林火災の解析に用いた植生について、敷地南側の一部のエリアで原電が特別な管理を行うことを整理して提示すること。
- コンクリート及び鋼材の許容温度について、根拠とした文献に基づきどのように数値を求めたか考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 外部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）